

オランダ現地調査報告

出張期間：平成 26 年 5 月 11 日（日）～17 日（土）

出張者：厚生労働省 2 名

訪問先：Zuid-Holland 州 1 施設、Noord-Brabant 州 1 施設、Gelderland 州 1 施設

1 調査の目的

平成 25 年 2 月にオランダとの間で定めた牛肉の対日輸出プログラムの遵守状況を確認するため、同プログラムに基づき認定された対日輸出施設の現地調査を行った。

2 調査結果

(1) 生体受入及び月齢確認

EU のトレーサビリティ制度に基づき、適切な管理が実施されていた。

(2) 生体検査

オランダ食品消費者製品安全局（NVWA）の検査官による生体検査が一頭毎に実施されており、歩行困難牛については待機ペン（繋留所）に隔離され、食用のと殺がなされないように管理されることを確認した。

(3) BSE 検査

神経症状を示す牛について BSE 検査が実施されていた。

（査察対象施設において、2012 年及び 2013 年に神経症状を疑う子牛は確認されていない。）

(4) SRM の除去

昨年生じた扁桃混入事例を踏まえ、念のため、オランダ政府に対し、扁桃の取扱いについて説明し、改めて対日輸出認定施設に対する周知徹底を要請した。

(5) 分別管理

ア 対日輸出条件である 12 ヶ月齢以下の子牛のみを処理していた。

イ と体を懸吊する滑車に内蔵された IC チップ若しくはと体に貼付されたシールに耳標情報を含めた情報が入力されており、この情報がと殺から分割、包装、保管、出荷まで維持されていた。

ウ オランダで出生し、飼養された子牛のみを対日輸出用としていた（対日輸出プログラム上は、出生国はオランダに限定していない）。

エ 枝肉及び部分肉を食肉処理施設外の冷蔵・冷凍倉庫等に移送する際は、製品毎に出生国、重量、と畜日等の情報が記載された NVWA 発行の証明書が添付されていた。

(6) 製品保管・出荷

冷蔵庫内において、対日輸出製品が適切に区分されていた。

(7) 書類及び記録の確認

対日輸出プログラム遵守のために必要なマニュアルの整備状況や分別管理等に係るモニタリング記録を検証したところ、(9)に掲げる事項を除き、適切であった。

(8) 政府による監督体制

ア 各施設において作成される対日輸出プロトコル及びその遵守について、NVWA が適切に監視指導を実施していることを確認した。

イ 対日輸出製品について、NVWA による貨物の開梱等を含めた確認の後、適切に衛生証明書が発行されていることを確認した。

(9) 指摘事項

一部の施設において、現場で実施されている作業手順（梱包時における製品とラベルの照合）と標準作業手順書に記載された手順が異なる点が確認されたものの、対日輸出条件の遵守に影響するものではなかった。

3 総括

対日輸出プログラムの実施状況について、特段問題は認められず、引き続き、対日輸出プログラムの遵守徹底を求めた。